

第1部 保健医療福祉施策の充実に向けて

第1章 計画の考え方 p.1

- 4つの基本目標に基づく、現行計画での取組を拡充・深化
- 「新興感染症発生・まん延時における医療」を6事業目として追加
- 「有事にも機能する医療提供体制の強化」を基本目標に追加
- 「医師確保計画」、「外来医療計画」及び「周産期医療体制整備計画」の一体化
- 福祉施策と保健医療施策の一体的推進
- 計画期間は令和6年度から11年度までの6年間

第2章 保健医療の変遷 p.4 ※今後記載

第3章 東京の保健医療をめぐる現状 p.4

第1節 都民から見た保健医療の現状 p.4

- 1 東京都の地域特性
- 2 人口動向
- 3 都民の健康状況
- 4 都民の意識・受療行動

第2節 保健医療資源の現状 p.5

- 1 保健医療施設数の推移
- 2 保健医療従事者の推移

第4章 地域医療構想 p.6 ※今後記載

第5章 保健医療圏と基準病床数 p.6 ※今後記載

第6章 計画の推進体制 p.7

- 計画の推進を支える体制
- 保健医療計画の推進を支える各種協議会等

第2部 計画の進め方

第1章 健康づくりと保健医療体制の充実 p.9

第1節 都民の視点に立った医療情報の提供・都民の理解促進 p.9※第3回改定部会

- (1) 都民の医療機関等の適切な選択
- (2) 医療制度などに関する都民の理解

第2節 医療DXの推進 p.12 ※第6回改定部会

- (1) デジタル技術を活用した医療情報等の共有
- (2) 質の高い医療提供体制の確保のための医療DXの推進

第3節 保健医療を担う人材の確保と資質の向上 p.15 ※第6回改定部会

I 医師

- (1) 医師確保計画に基づく医師確保対策
- (2) 地域の特性に応じた医師の育成・確保
- (3) 医師の働き方改革への対応、勤務環境改善に向けた取組

II 歯科医師

III 薬剤師

- (1) 地域の実情に応じた薬剤師確保対策
- (2) 薬剤師の育成

IV 看護職員

- (1) 養成対策
- (2) 定着対策
- (3) 再就業対策
- (4) 訪問看護を担う人材

V 保健医療従事者（医師、歯科医師、薬剤師、看護職員を除く）

- (1) リハビリテーション従事者
- (2) 歯科衛生士
- (3) 介護人材
- (4) 医療社会事業従事者
- (5) 多様な専門職種

VI 医療機関従事者の勤務環境の改善

第4節 生涯を通じた健康づくりの推進 p.26

1 生活習慣の改善（栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙等） p.26

- (1) 生活習慣の改善に向けた普及啓発及び環境整備
 - ・ 健康的な食生活に関する普及啓発等
 - ・ 身体活動に関する普及啓発等
 - ・ 適切な休養・睡眠に関する普及啓発
 - ・ 生活習慣病のリスクを高める飲酒に関する普及啓発
 - ・ 喫煙・受動喫煙の健康影響に関する普及啓発
 - ・ 禁煙を希望する人への禁煙支援
 - ・ 20歳未満の者の喫煙防止、・ 受動喫煙対策
- (2) 区市町村への取組支援

2 母子保健・子供家庭福祉 p.28

- (1) 妊娠期から出産、子育て期に至るまでの切れ目ない支援
- (2) 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応

3 青少年期の対策 p.31

- (1) 学校保健（学校における感染症の感染拡大防止と児童・生徒の抱える健康課題の改善・解決）
 - ・ 新型コロナウイルス感染症等新たな感染症発生への対応
 - ・ 健康づくり推進のための連携と支援
 - ・ 健康課題に対する専門的な相談体制の整備
 - ・ 食物アレルギーや突然死の防止
- (2) 青少年期における心の悩みの解消に向けた支援
 - ・ 相談窓口による対応
 - ・ 地域における支援体制の強化
 - ・ 本人や家族、支援者への情報提供

4 フレイル対策・ロコモティブシンドロームの予防 p.33

※ 高齢者保健福祉計画改定を踏まえ、今後記載

5 COPD（慢性閉塞性肺疾患）の予防 p.33

- (1) COPDに関する正しい知識の普及啓発
- (2) 禁煙希望者の禁煙成功

6 こころの健康づくり p.34

- (1) ストレス対処法やこころの不調の早期発見

7 ひきこもり支援の取組 p.35

- (1) ひきこもりへの正しい理解の促進
- (2) 一人ひとりの状態・状況に応じた相談支援
- (3) 身近な地域における支援の充実

8 自殺対策の取組 p.37

- (1) 自殺未遂者への継続的な支援
- (2) 悩みを抱える方を早期に適切な支援窓口につなげる取組
- (3) 働き盛りの男性の自殺防止
- (4) 困難を抱える女性への支援
- (5) 児童・生徒・学生をはじめとする若年層の自殺防止
- (6) 遺された方への支援

第5節 外来医療に係る医療提供体制の確保 p.39 ※第6回改定部会

- (1) 外来医療機能の明確化・連携
- (2) 医療機器の効率的な活用

第6節 切れ目のない保健医療体制の推進 p.41

1 がん p.41 ※第5回改定部会

- (1) がん予防（一次予防、二次予防）
- (2) がん医療
（医療提供体制、緩和ケア、小児・AYA世代のがん医療に特有の事項）
- (3) がんとの共生
（相談支援、情報提供、サバイバーシップ支援、ライフステージに応じた患者・家族支援）
- (4) 基盤の整備

2 循環器病（脳卒中・心血管疾患） p.57 ※第5回改定部会

- (1) 循環器病の予防・健診の普及、知識の普及
- (2) 救急搬送・受入体制の整備
- (3) 循環器病に係る医療提供体制の構築
- (4) リハビリテーション体制の充実
- (5) 循環器病の後遺症を有する者に対する支援
- (6) 循環器病の緩和ケア
- (7) 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援
- (8) 治療と仕事の両立支援・就労支援
- (9) 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策
- (10) 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援

3 糖尿病 p.65 ※第4回改定部会

- (1) 糖尿病・メタボリックシンドロームに関する普及啓発
- (2) 糖尿病の発症・重症化予防
- (3) 予防から治療までの医療連携の強化

4 精神疾患 p.69 ※第5回改定部会

- (1) 地域で安心して暮らせる体制づくり（地域包括ケア）
 - ・ 都民への普及啓発・相談対応
 - ・ 支援が必要な人を支える地域の関係機関の連携体制充実
 - ・ 精神科病院から地域生活への移行及び地域定着に向けた取組
 - ・ 地域生活の継続に向けた取組
- (2) 緊急時に必要な医療につなぐ体制づくり（救急医療）
 - ・ 精神科救急医療が必要な患者をより確実に適切な医療につなげる仕組みの検討
 - ・ 精神身体合併症救急患者の円滑な受入れに向けた検討
 - ・ 災害時における精神科医療体制の整備
- (3) 多様な精神疾患ごとの医療体制の整備
 - ①うつ病、②統合失調症、③依存症、④小児精神科医療、⑤発達障害児(者)
 - ⑥高次脳機能障害、⑦摂食障害、⑧てんかん
- (4) 精神科病院における虐待防止等に向けた取組の推進

5 認知症 p.80 ※第5回改定部会

- (1) 認知症の人の増加への対応
- (2) 専門医療の提供体制の確保と適時・適切な支援に向けた体制整備
- (3) 認知症の人に対する適切なケアの確保
- (4) 認知症の人と家族を地域社会全体で支える環境の整備及び若年性認知症への対応
- (5) 認知症予防の必要性和認知症に関する研究

6 救急医療 p.85 ※第5回改定部会

- (1) 救急受入体制の強化（総論）
- (2) 救急受入体制の強化（三次救急）
- (3) 救急受入体制の強化（二次救急・東京ルール）
- (4) 救急受入体制の強化（初期救急）
- (5) 地域包括ケアシステムにおける迅速・適切な救急医療の確保
- (6) 救急患者の搬送・受入れルール（救急車の適正利用）

7 災害医療 p.89 ※第6回改定部会

- (1) 医療機関の受入体制の整備
- (2) 医療救護活動の体制整備
- (3) 東京D M A Tの体制強化
- (4) 医薬品等の供給体制の確保

8 新興感染症発生・まん延時の医療 p.96 ※第6回改定部会

- (1) 入院病床の確保
- (2) 発熱外来の確保
- (3) 外出自粛者等に対する医療の提供
- (4) 後方支援を行う医療機関の確保
- (5) 感染症対策に係る医療人材の確保

9 へき地医療 p.101 ※第3回改定部会

- (1) へき地に勤務する医療従事者の安定的な確保
- (2) へき地に勤務する医師の診療支援
- (3) 医療提供体制整備
- (4) 本土医療機関からの円滑な退院（帰島）支援
- (5) 災害時における医療救護体制の強化
- (6) 新興感染症発生・まん延時における島しょ地域の医療提供体制の確保

10 周産期医療 p.106 ※第4回改定部会

- (1) リスクに応じた妊産婦・新生児への対応
- (2) 母体救命が必要なハイリスク妊産婦への対応
- (3) N I C U等長期入院児に対する在宅移行支援
- (4) 災害時における周産期医療体制の推進
- (5) 新興・再興感染症発生時の周産期医療体制の構築
- (6) 周産期医療に携わる医師の勤務環境改善

11 小児医療 p.112 ※第5回改定部会

- (1) 小児救急医療体制の充実
- (2) 小児外傷患者の受入促進
- (3) 小児医療に関する普及啓発・相談事業の推進
- (4) 災害時における小児救急医療体制の推進
- (5) 新興・再興感染症発生時の小児医療体制の構築
- (6) 地域の小児医療を担う人材の育成及び小児医療に携わる医師の勤務環境改善
- (7) 地域における小児医療体制の確保
- (8) 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応

12 在宅療養 p.120 ※第3回改定部会

- (1) 地域包括ケアシステムにおける在宅療養体制の構築
- (2) 地域における在宅療養の推進
- (3) 在宅療養生活への円滑な移行の促進
- (4) 在宅療養に関わる人材育成・確保
- (5) 都民の在宅療養に関する理解の促進

13 リハビリテーション医療 p.125 ※第5回改定部会

- (1) 一貫したリハビリテーションの実施
- (2) 地域リハビリテーション支援体制の充実
- (3) 東京都リハビリテーション病院の運営

14 外国人患者への医療 p.128 ※第3回改定部会

- (1) 外国人患者の受入体制が整った医療機関の確保
- (2) 外国人向け医療情報等の充実
- (3) 外国人患者が症状に応じて安心して受診等ができる仕組みづくり

第7節 歯科保健医療 p.132 ※第6回改定部会

- (1) ライフステージに応じた歯と口の健康づくりの推進
- (2) かかりつけ歯科医での予防管理の定着・医科歯科連携の推進
- (3) 地域で支える障害者歯科保健医療の推進
- (4) 在宅療養者のQOLを支える在宅歯科医療体制の推進
- (5) 健康危機（大規模災害等）に対応した歯科保健医療対策の推進

第8節 難病患者等支援及び血液・臓器移植対策 p.137

1 難病患者支援対策 p.137

- (1) 難病の医療提供体制の充実
- (2) 地域における難病患者への支援体制の充実
- (3) 難病患者及びその家族の支援に関わる人材の育成

2 原爆被爆者援護対策 p.139

- (1) 高齢化が進む被爆者及び被爆者の子への支援

3 ウイルス肝炎対策 p.140

- (1) B型肝炎の予防
- (2) 普及啓発の推進
- (3) 感染の早期把握に向けた環境の整備
- (4) 医療体制の充実
- (5) 治療に当たっての患者支援

4 血液の確保・血液製剤の適正使用対策・臓器移植対策 p.142

- (1) 血液の安定的確保
- (2) 血液の安全かつ有効な活用
- (3) 臓器移植を待つ移植希望登録者

第9節 医療安全の確保等 p.144 ※第4回改定部会

- (1) 医療安全対策の推進
- (2) 医療施設の監視指導等
- (3) 医療廃棄物の適正な処理
- (4) 死因究明体制の確保

第10節 医療費適正化 p.148

※ 医療費適正化計画改定を踏まえ、今後記載

第2章 高齢者及び障害者施策の充実 p.149

第1節 高齢者保健福祉施策 p.149

※ 高齢者保健福祉計画改定を踏まえ、今後記載

第2節 障害者施策 p.149

※ 障害者・障害児施策推進計画改定を踏まえ、今後記載

第3章 健康危機管理体制の充実 p.150

第1節 健康危機管理の推進 p.150

- (1) 健康危害の未然防止
- (2) 健康危機発生時における被害の拡大防止
- (3) 健康危機に関する情報発信
- (4) 職員の専門的能力の向上

第2節 感染症対策 p.152 ※第2部第6節8新興感染症発生・まん延時の医療を除く

- (1) 感染症の脅威への対応
- (2) 結核対策の強化
- (3) HIV/エイズ、性感染症対策の推進

第3節 医薬品等の安全確保 p.155

- (1) 高度専門化への対応
- (2) 不適正な広告・偽造医薬品等による健康危機への対応
- (3) 乱用される薬物や流通形態の多様化に応じた対策の実施

第4節 食品の安全確保 p.157

- (1) 事業者の自主的衛生管理の推進
- (2) 多様化する健康危機
- (3) 大規模な食中毒等への対応
- (4) 食品の安全に対する都民と事業者の理解促進

第5節 アレルギー疾患対策 p.159

- (1) 日常生活における予防等のための知識の普及等
- (2) 患者の状態に応じた適切な医療を提供する体制
- (3) 患者等の生活の質の維持・向上に向けた支援

第6節 環境保健対策 p.161

- (1) 化学物質等による健康被害の防止
- (2) 大気汚染物質による健康影響の解明
- (3) 環境中の放射線量等のモニタリング

第7節 生活衛生対策 p.163

- (1) 環境衛生関係施設の衛生確保の徹底
- (2) 特定建築物の増加と大規模化
- (3) 飲料水の水源、水道施設の適正管理

第8節 動物愛護と管理 p.165

- (1) 動物の適正飼養の啓発と徹底
- (2) 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進
- (3) 事業者等による動物の適正な取扱いの推進
- (4) 動物由来感染症・災害時への対応強化

第4章 計画の推進主体の役割 p.167 ※今後、記載

第1節 行政の果たすべき役割

- 1 区市町村・東京都・国の役割
- 2 保健所の役割

3 東京都の試験研究機関の役割

- (1) 公益財団法人東京都医学総合研究所
- (2) 東京都健康安全研究センター

第2節 医療提供施設の果たすべき役割等

- 1 医療機能の分化・連携の方向性

2 果たすべき役割

(1) 公立病院

- ア 都立病院（(地独)都立病院機構が開設する病院）
- イ 区市町村立病院

(2) 公的医療機関等

- ア 特定機能病院
- イ 地域医療支援病院
- ウ 公的医療機関等（特定機能病院、地域医療支援病院を除く。）

(3) 民間病院、診療所、薬局等

- ア 民間病院（公立・公的医療機関等以外の病院）
- イ 一般診療所・歯科診療所
- ウ 薬局
- エ 訪問看護ステーション

第3節 保険者の果たすべき役割

第4節 都民の果たすべき役割